

株主各位

平成18年6月21日
東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号
富士紡ホールディングス株式会社
代表取締役社長 中野 光雄

第186回定時株主総会招集ご通知一部訂正について

拝啓 株主の皆さまにはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成18年6月9日付でご送付いたしました弊社「第186回定時株主総会招集ご通知」中に、一部記載の誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたしますので、何卒ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 営業報告書（17ページ）「会計監査人の監査報告書謄本」の2行目

正	誤
(旧会社名 富士紡績株式会社)	(旧会社名 富士紡積株式会社)

2. 株主総会参考書類（32ページ）「第2号議案 定款一部変更の件」

正		誤	
現行定款	変更案	現行定款	変更案
(決議方法) 第12条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。	(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	(決議方法) 第12条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。	(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。	2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	② 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。	2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

3. 株主総会参考書類（39ページ） 第3号議案「取締役6名選任の件」の
三木康史略歴

正	誤
昭和48年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行	昭和48年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行
平成11年5月 同行横浜駅前支店長	平成11年5月 同行横浜駅前支店長
平成13年3月 同行横浜駅前支社長	平成13年3月 同行横浜駅前支社長
平成13年4月 ダイヤモンド信用保証株式会社常務取締役	平成13年4月 ダイヤモンド信用保証株式会社常務取締役
平成14年1月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）退職	平成14年1月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）退職
平成18年1月 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社常務取締役	平成18年1月 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社常務取締役
平成18年6月 ダイヤモンド信用保証株式会社常務取締役退任 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社常務取締役退任	平成18年6月 ダイヤモンド信用保証株式会社常務取締役退任 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社常務取締役退任 <u>現在に至る</u>

4. 株主総会参考書類（41ページ） 第5号議案「退任取締役及び退任監査役に
退職慰労金贈呈の件」の梅本茂夫略歴

正	誤
平成8年6月 当社取締役	平成8年6月 当社取締役
平成12年2月 当社常務取締役	平成12年2月 当社常務取締役
平成13年6月 当社代表取締役社長	平成13年6月 当社代表取締役社長
平成18年5月 <u>当社取締役</u> 現在に至る	現在に至る

以 上